

(別添)

都道府県社会的養育推進計画の策定要領

平成28年及び平成29年の通常国会において、いずれも全会一致で成立した改正児童福祉法においては、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正されるなど、社会的養育に関する抜本的な改正が行われた。この都道府県社会的養育推進計画の策定要領は、改正児童福祉法等を受けて行われるべき既存の都道府県推進計画（以下「計画」という。）を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめたものである。

各都道府県においては、この要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2018年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めつつ、2019年度末までに新たな計画を策定していただきたい。

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 児童家庭福祉施策については、これまで、累次の一部改正を行っており、平成16年児童福祉法改正においては、市区町村が児童家庭相談に応ずる業務を追加、都道府県が市区町村への必要な援助を行う業務を追加、要保護児童対策地域協議会の法定化、児童養護施設等の目的として施設を退所した子どもに対する相談援助を規定することなど、社会の変化に応じた一部改正を行い、取組を進めてきた。
- ・ 近年では、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を踏まえた計画に基づき、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を段階的に進めてきている。これにより、家庭的養護の推進が図られ、職員配置基準の改善や施設の生活単位の小規模化などで一定の前進をみたが、その取組は未だ不十分な状況である。
- ・ 一方で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念規定は昭和22年の制定時から見直されておらず、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること、より家庭に近い環境での養育が優先されること等の考え方が明確ではなかった。
- ・ また、現状においても、里親等の委託率については、全国平均で「社会的養護の課題と将来像」が目標とする水準を下回る2割弱に留まっており、伸び率も毎年1%程度と低く、自治体格差も大きい。施設入所率が依然として高い状況について、国連子どもの権利委員会からも懸念・勧告が示されており、更に家庭における養育を進めるため、民間との連携を含めた更なる里親養育支援の充実が課題となっている。
- ・ なお、「社会的養護の課題と将来像」においては、特別養子縁組に関しては、新生児の「特別養子縁組を前提とした里親委託」の活用に触れているのみで、パーマネンシー保障としての言及はなく、推進政策も定められていない。加えて、市区町村による

② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討

③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組

④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等

について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。

- ・ なお、国としても、『「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について』（平成30年6月15日付け子発0615第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示したように、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。
- ・ 障害児福祉計画や地域福祉計画など、障害児施策との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意すること。
- ・ 指定都市や児童相談所を設置している（設置予定を含む。）市区が所在する都道府県においては、都道府県と市区が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。（指定都市や児童相談所設置市区が、単独で計画を策定する場合においても同様とする。）